

Weekly Report

第 762 号

令和6年9月9日

短時間労働者の社会保険適用拡大Q & A

本年10月から、従業員数51人（現行101人）以上の企業等で働く一定要件を満たす短時間労働者は厚生年金・健康保険の適用対象となります。

◆ Q & A

Q. 社会保険の加入対象となる短時間労働者とは？

A. 特定適用事業所で働くパート等の短時間労働者で3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない方のうち、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く）、③2ヵ月を超える雇用見込み、④学生ではない（休学中や夜間学生は対象）、の全てを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

Q. 10月から特定適用事業所に該当する企業等は？

A. 直近12ヵ月のうち6ヵ月以上で厚生年金の被保険者数（短時間労働者等は除く）が51人以上となる場合が「特定適用事業所」に該当します。なお、法人の場合は同一の法人番号を有する全ての事業所に使用される被保険者数で判定します。

Q. 特定適用事業所に該当する場合は？

A. 施行日（本年10月1日）時点で特定適用事業所に該当する場合は、事前に年金機構からお知らせが届きます。また、施行日以降は直近11ヵ月のうち5ヵ月で51人以上となり特定適用事業所に該当する可能性がある場合にお知らせが届きます。

Q. 被保険者数が50人以下となった場合は？

A. 引き続き特定適用事業所として取り扱われますが、被保険者の3/4以上の同意を得た上で、不該当届を提出した場合は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われます。

国税の滞納残高は4年連続で増加

国税庁が公表した「令和5年度租税滞納状況」によると、令和5年度に発生した国税の新規滞納額は7997億円（前年度比11.1%増）となり、税目別では消費税（地方消費税を除く）が4383億円と最も多く、全体の約55%を占めています。

一方、滞納中の国税を徴収し整理された額は7670億円（同8.0%増）で新規滞納額を下回ったことから、令和5年度末における滞納残高は9276億円（同3.7%増）と4年連続で増加しました。

税金を滞納すると延滞税が課せられるほか、滞納が続けば財産の差押えなどの処分を受ける場合がありますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要となります。

協会けんぽから届く「資格情報のお知らせ」

健康保険証をマイナンバーカード（マイナ保険証）に一本化し、本年12月2日から保険証の新規発行が廃止となる予定です（発行済みの保険証は令和7年12月1日まで使用可能）。

これに伴い、協会けんぽから事業主へ加入者（被保険者・被扶養者）全員分の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」が今月中に送付されるため、従業員に配布する必要があります（本年6月10日以降に加入した方などは来年1～2月に送付）。